

倉敷市介護保険事業者等連絡協議会規約

(目 的)

第1条 この会は、倉敷市介護保険事業者等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、倉敷市内において介護サービスを提供する保健・医療・福祉の事業者等で組織し、会員相互の連携と情報交換などを行い、介護保険制度の円滑な実施のため、高齢者等に対し総合的なサービスの提供や向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 協議会は、次の事業を実施することができるものとする。

- (1) 保健・医療・福祉の向上を図るために必要な調査及び研究
- (2) 会員相互の情報交換、連携に関すること
- (3) 介護サービスの質の向上のための研修会等の開催に関すること
- (4) 介護サービスの普及及び市民啓発活動に関すること
- (5) 介護保険制度の円滑な実施への協力に関すること
- (6) その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること

(会 員)

第3条 協議会は、介護サービスを提供する事業者及び高齢者等に必要な支援事業の趣旨に賛同する介護保険関係者等で組織する。

(組 織)

第4条 協議会に次の役員を置き、会員の互選によってこれを定める。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は協議会の円滑な運営のため協議する。

5 監事は協議会の会計を監査する。

6 役員の内任期は2年とし、欠員の場合は役員会で推薦し、補欠の役員の内任期は前任者の残任期間をもって充てる。

(役員会)

第5条 協議会に役員会を設置し、前条に定める役員をもって組織する。

2 役員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が当たる。

(会 議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長は会長が当たる。

2 協議会総会は、年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(部 会)

第7条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 居宅介護サービス部会
- (2) 介護保険施設部会
- (3) 居宅介護支援事業部会

2 部会に部会長を置き、部会に属する会員の互選により定める。

3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれに当たる。

4 各部会にサービス種類別及び地区別に分会を設けることができるものとし、必要に応じて開催するものとする。

(会 計)

第8条 協議会の経費は、会費・寄付金・助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

3 会費は、サービス種類ごとの1事業者につき年額2,000円とする。ただし、年度中途の加入・脱退についても同額とする。

4 協議会の開催する研修会等に未加入事業者が参加する場合は、参加者1人あたり1回につき500円を徴収するものとする。但し、倉敷市等からの委託事業等によるものを除く。

(事 務)

第9条 協議会の事務は、倉敷市保健福祉局保険部介護保険課で行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成12年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年7月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成15年5月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。